

令和3年第9回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

令和3年9月28日(火)午後2時2分

2 閉会日時

令和3年9月28日(火)午後2時26分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5階 大研修室

4 出席者

- (1) 教 育 長 成 田 一 二 三
- (2) 教育長職務代理者 池 田 享 誉
- (3) 委 員 齋 藤 誠 子
- (4) 委 員 土 岐 志 麻

5 事務局出席職員

- (1) 教 育 部 長 小 野 正 貴
- (2) 教 育 次 長 大久保 綾 子
- (3) 総 務 課 長 金 澤 敦
- (4) 市 民 図 書 館 長 伊 藤 慶 尚
- (5) 学 務 課 長 武 井 秀 雄
- (6) 指 導 課 長 角 田 毅

6 会議に付議された案件

(1) 議案

- 議案第30号 青森市民図書館協議会委員の任命について (市民図書館)
- 議案第31号 青森市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について (指導課)
- 議案第32号 青森市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の
制定について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第33号 青森市教育委員会規程で定める申請書等の押印の特例に関する規程の
制定について (教育委員会事務局総務課)

(2) 報告

- ①寄附採納について (教育委員会事務局総務課)
- ②令和4年度青森圏域重点事業に関する要望について (教育委員会事務局総務課)

7 会議録署名委員

- (1) 齋 藤 誠 子
- (2) 土 岐 志 麻

8 会議の概要

午後2時2分に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7の

とおりに指名する。

初めに、議案第 30 号から議案第 33 号までの計 4 件について審議し、各案件については、いずれも全員異議なく原案のとおり決定した。

次に、2 件の事案を報告し、閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○成田教育長

それでは、議事に入ります。

今回の審議案件は 4 件となっております。

初めに、議案第 30 号「青森市民図書館協議会委員の任命について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 30 号「青森市民図書館協議会委員の任命について」御説明申し上げます。

議案を御覧ください。

本議案は、青森市民図書館条例第 5 条において、図書館法第 14 条第 1 項の規定に基づき設置しております青森市民図書館協議会の委員の任期が 9 月 30 日をもって満了となりますことから、その後任者を任命するため、提案するものであります。

青森市民図書館協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館奉仕について館長に対して意見を述べる機関であり、委員につきましても、条例第 6 条に基づき、候補者名簿の区分にありますとおり、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、その他教育委員会が特に必要と認める者の中から、教育委員会が任命しております。

このたび提案いたします委員候補者につきましては、名簿のとおりであります。関係団体等からの推薦による委員候補者 8 名、公募による委員候補者 2 名、合計 10 名となっております。そのうち、7 名の方が新任、3 名の方が再任となっております。

なお、任期につきましては、令和 3 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの 2 年間となっております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 30 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 30 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 31 号「青森市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 31 号「青森市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

議案と併せて、いじめ防止対策審議会の概要をまとめた附属資料を御覧ください。

青森市いじめ防止対策審議会は、いじめ防止対策推進法及び青森市いじめ防止基本方針に基づき、青森市いじめ防止対策審議会条例により設置されております。

審議会の役割といたしましては、市内小・中学校における、いじめ防止等のための対策に関する事項を調査審議するとともに、重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものであります。

また、審議会は、委員5人以内をもって組織し、教育に関し学識経験を有する者や弁護士、精神保健等に関し学識経験を有する医師などで構成することとしております。

加えて、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くこととしております。

なお、審議会委員の任期は、2年となっております。

次期審議会委員につきましては、現審議会委員の任期が令和3年9月30日をもって満了となりますことから、新たな委員の選任が必要となっております。

また、審議会には、必要に応じて調査部会を設置することとし、さらに、重大事態発生時におきましては、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを踏まえ、本審議会委員とは別の臨時委員による調査部会を設置し、調査審議することとしているところであります。

議案を御覧ください。

このたび、現審議会委員の任期満了により、条例第4条第2項の規定に基づき、後任者を委嘱するものであり、後任者につきましては、名簿に記載のとおり、教育に関し学識経験を有する者1名、弁護士1名、精神保健等に関し学識経験を有する医師1名、精神保健福祉士又は心理学に関し専門的知識等を有すると認められる者1名、社会福祉士又は児童福祉に関し学識経験を有する者1名の合計5名とするものであり、全ての委員が再任となっております。

なお、任期につきましては、令和3年10月1日から令和5年9月30日までの2年間で予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第31号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第31号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第32号「青森市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について」及び議案第33号「青森市教育委員会規程で定める申請書等の押印の特例に関する規程の制定について」の両案については、関連がありますことから一括議題とし、事務局からまとめて説明を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第32号及び議案第33号の両案については一括議題とし、事務局からまとめて説明を求めるとします。

なお、議案の採決については、審議後、議案ごとに1件ずつ行うこととします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第32号「青森市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について」及び議案第33号「青森市教育委員会規程で定める申請書等の押印の特例に関する規程の制定について」を併せて御説明申し上げます。

両議案それぞれに、概要をまとめた附属資料1、申請書等の押印に関する指針を記載した附属資料2を、議案と併せて御覧ください。

両議案につきましては、附属資料1に記載されております、提案理由、制定内容及び施行期日並びに附属資料2の申請書等の押印に関する指針について共通した内容となっておりますが、それぞれの議案におきまして、議案第32号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条に規定する教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関するもの、議案第33号は、教育委員会規則以外の法形式として、教育委員会が定める規程で定める申請書等の押印の特例に関するものといった、法形式の違いで分かれているものであります。

初めに、提案理由についてであります。国におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新たな生活様式に向けた規制改革の一環といたしまして、令和2年10月に、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しを掲げ、申請書等への押印の原則廃止を打ち出したところであります。

これを受け、本市におきましても、10月1日付で全庁的に申請書等への押印の見直しを実施することとしており、教育委員会におきましても、教育委員会規則及び教育委員会が定める規程で押印を要するとしている申請書等につきましては、当該規則・規程にかかわらず、押印の義務づけを原則廃止とするため、提案するものであります。

次に、制定内容についてであります。第1条では、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るという趣旨を定めており、第2条では、押印を要するとしている申請書等につきましては、法令や条例等により押印が義務づけられているものを除き、押印の義務づけを廃止することを定めております。

なお、附属資料2の申請書等の押印に関する指針の中段に記載してありますとおり、1つに、国・県・その他団体の法令等で押印が義務づけられているもの、2つに、入札及び支払に関する書類、3つに、不動産に関する手続などの際に作成する書類で、厳格に文書の真正性を担保する必要がある、実印や登記印による押印及び印鑑登録証明書の提出を求めるものにつきましては、これまでどおり押印によるものとなります。

次に、施行期日についてであります。当該申請書等の押印の見直しにつきましては、全庁的な取組でありますことから、市長部局の施行期日と同じ、令和3年10月1日としております。

最後に、議案第32号、議案第33号それぞれの附属資料1の下段に、参考といたしまして、押印の義務づけが廃止となる申請書等の様式を定めている教育委員会規則と規程を記載しております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、これより議案ごとに採決を行います。

初めに、議案第 32 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 32 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 33 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 33 号については原案のとおり決定することといたします。

(2) 報告

○成田教育長

次に、報告事項に入ります。

今回の報告事項は 2 件となっております。

初めに、報告 1 「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

令和 3 年 8 月にあった寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の資料「寄附採納一覧（令和 3 年 8 月 1 日～8 月 31 日）」を御覧ください。

まず、小学校における寄附採納といたしまして、青森市立筒井小学校教育振興会様から筒井小学校に対し、クロームキャストの寄贈など、3 校に対し 6 件の寄贈申出があったほか、全小学校に対し、株式会社ラインメール青森フットボールクラブ様からサッカーボールなどの寄贈の申出があり、受領いたしました。

次に、中学校における寄附採納といたしまして、医療法人三良会様から南中学校に対し、2 輪式オールラウンドマシン——ピッチングマシンの寄贈など、13 件の寄贈申出があったほか、全中学校に対し、アークコンサル株式会社様から書籍の寄贈の申出があり、受領いたしました。

詳細につきましては、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告 2 「令和 4 年度青森圏域重点事業に関する要望について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

令和 4 年度青森圏域重点事業に関する要望について御説明申し上げます。

市では、市勢発展のために必要な施策・事業のうち、緊急性及び重要性が高く、国・県等の協力により早期実現・促進が図られる事項について、毎年度、青森県へ要望しております。

県に対する重点事業要望につきましては、昨年度から東青 5 市町村が連携し、青森圏域

重点事業説明会として実施しておりますが、今般、令和4年度青森圏域重点事業に関する要望がまとまりましたので、その内容等について御報告いたします。

要望項目につきましては、お手元の配付資料「令和4年度青森圏域重点事業に関する要望書（抜粋）」の1ページを御覧ください。

こちらは、青森圏域全体における最重点要望項目として整理された5項目です。本市からは、No. 1及びNo. 2の2項目を要望することとしており、教育委員会からは、No. 2「青森県立浪岡高等学校の存続について」を要望することとなっております。

配付資料の3ページを御覧ください。

青森県教育委員会が公表した青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）によりますと、浪岡高校は、青森西高校との新たな統合校の開校により、令和10年度末をもって閉校するとされています。

浪岡高校バドミントン部は、全国大会において、団体・個人共に優勝するなど、目覚ましい成績を挙げており、現在、全国からの生徒募集を実施していないにもかかわらず、16名の生徒が県外から集まってきており、全国からの生徒募集制度が導入された場合には、県内で随一、入学者が大幅に増加することが期待されております。

このように、浪岡高校は、地区唯一の高校として地域の活性化に大きく寄与する浪岡地区に欠かせない高校であり、同校の閉校は、全国から入学を希望し集まってくる生徒の受け皿を失うこととなるため、「青森県立浪岡高等学校の存続」及び「青森県立浪岡高等学校への全国募集制度の導入」の2つの事項について要望するものであります。

続きまして、青森圏域全体における重点要望項目として整理された3項目について、順次、御説明申し上げます。

資料4ページを御覧ください。

1つ目は、「少人数学級編制の推進について」です。

学級編制に係る国の基準につきましては、令和3年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校1年生のみとしていた35人学級を、令和3年度からの5年間で段階的に小学校2年生から6年生まで拡充することとされたところであります。

一方、本県では、独自の基準により、小学校1年生から4年生まで及び中学校1年生で実施していた33人学級を、令和3年度からの2年間で段階的に小学校5・6年生まで拡充することとされたところであります。

しかしながら、教育環境の更なる向上を図るためには、小学校のみならず、中学校全学年における少人数学級編制の推進に加え、これによる学級数増に伴う授業時数の増加等に対応した教職員数の確保が必要であると認識しております。

このことから、「中学校の少人数学級編制の推進のため『公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律』の改正に関する国への働きかけ」、「青森県における中学校の少人数学級編制の更なる推進とその計画的な実施」及び「青森県における少人数学級編制の実施に伴う授業時数の増加等に対応するため、少人数学級編制後の学級数による小・中学校教職員配置基準での教職員の配置」の3点について要望するものであります。

次に、資料5ページを御覧ください。

2つ目は、「スクールカウンセラー派遣の拡充について」です。

本市におきましては、不登校の児童・生徒への対応が重要な課題となっており、集団不適應に関する相談や心理的な支援を小学校段階から計画的・継続的に行うことができる教育相談体制の構築が必要であると考えております。

このような中、スクールカウンセラーの配置は、児童・生徒、保護者、教職員のいずれの立場からも相談しやすい体制づくりに大きく貢献しておりますことから、学校現場における必要性は、これまで以上に高まっております。

本市には、令和2年度におきましては、中学校全19校と小学校全43校に20名のスクールカウンセラーが派遣されておりますが、よりきめ細かに児童・生徒や保護者の相談に対応するためには、体制を更に充実させる必要があります。

また、小学校段階から切れ目のない教育相談を行うため、同一スクールカウンセラーによる教育相談体制を構築していく必要があると考えております。

このことから、「スクールカウンセラーの増員及び1校当たりの派遣時間数の増加」及び「同一中学校区内の小・中学校に、同一スクールカウンセラーを派遣できる体制の構築」の2点について要望するものであります。

最後に、資料6ページの3つ目として、「世界遺産及び史跡の保存・活用について」です。

本市には、三内丸山遺跡をはじめ、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡といった複数の国史跡が所在しておりますが、資料下段の経緯に記載してありますとおり、令和3年7月27日に、第44回世界遺産委員会におきまして、三内丸山遺跡及び小牧野遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産一覧表への記載が決定したところであります。

世界遺産及び史跡の適切な保存・活用を推進するためには、国や県の指導はもとより、関係団体や専門家、地域住民の皆様の御協力などが不可欠であります。

このことから、「小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡の整備を契機とした文化資源の保存・活用に向けた支援」及び「世界遺産及び史跡を活用した誘客促進のための宣伝強化」の2点について要望するものであります。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、事務局から何かありますか。

～ なし ～

○成田教育長

これにて本日予定していた議案の審議等は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年第9回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

令和3年9月28日開催の令和3年第9回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和3年10月18日

書記 横内 智 徳

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和3年10月18日

署名委員 斎 藤 誠 子

署名委員 土 岐 志 麻